

○北上市交通安全施設等設置基準

この基準の運用に際しては、車両については運転者の安全運転義務の遂行を基本とし、歩行者においては交通規則に従って通行することを前提とする。

なお、交通安全施設等の設置については、各項目の設置基準を満たす区間又は箇所に関り検討するものであり、検討の結果設置しない場合がある。

I 交通安全施設

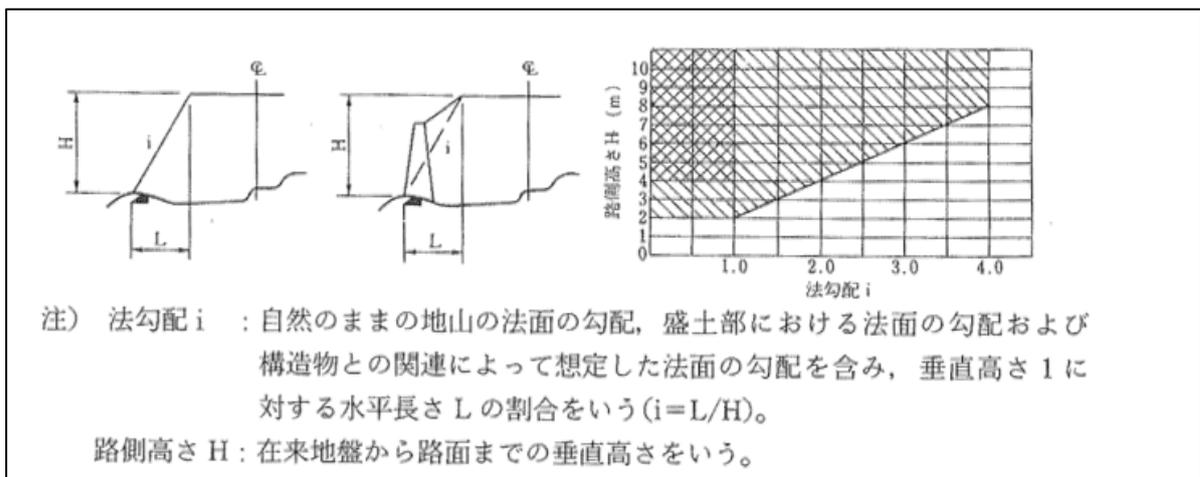
1 防護柵

①車両用

車両用防護柵は、車輛が路外へ逸脱した場合、乗員の人的被害、および第三者への二次被害の防止を目的として設置する。

◆設置基準（設置の検討対象となる区間）

- ・路面からの高さが2 mを超え、のり勾配が路面高さの1/2以下となる区間
- ・川、池、水路などの近接する道路において、水深が概ね1.5 m以上の区間
- ・逸脱した車両が鉄道等、他道路に進入し第三者に被害を与えるおそれのある区間



②歩行者自転車用

歩行者等の路外または車道への転落防止を目的として、人的被害を被る危険性がある区間において設置するものとする。

◆設置基準（設置の検討対象となる区間）

- ・道路構造が崖、擁壁、橋梁、高架などで垂直高が概ね1 m以上の区間
- ・歩道等に接して大きな水路（深さが概ね1 m以上）などがある区間

2 照明施設（道路照明（街路灯は除く））

夜間において、あるいはトンネルのように明るさの急変する場所において、交通の安全と円滑化を図るため、特に必要があると認められる場合に設置するものとする。

◆設置基準（設置の検討対象となる箇所）

- ・交通量25,000台/日以上在市街部の道路
- ・信号機が設置された交差点または横断歩道
- ・長さが15m以上の橋梁

3 視線誘導標（デリネータ）

安全かつ円滑な交通を確保するため、道路の構造、交通の状況、積雪の状況等から総合的に検討し、特に必要があると認められる場合に設置するものとする。

◆設置基準（設置の検討対象となる区間）

- ・設計速度が50 km/時以上の区間
- ・車線数や車道幅が変化する区間
- ・急カーブ及び急カーブに接続する区間
- ・積雪により車道位置が不明瞭となり、車両が逸脱し、乗員の人的被害及び第三者への二次被害の危険性が高まる区間

ただし、次の区間は設置基準を満たしていても設置しない。

- ・道路照明、街路樹、その他施設等により視線誘導が十分な区間

4 道路反射鏡（カーブミラー）

道路の屈曲部、見通しの悪い交差点等で他の車両等を確認するため、交通安全上特に必要があると認められる場合に設置するものとする。

◆設置基準（設置の検討対象となる箇所）

- ・交通量が比較的多い道路（日交通量が100台以上）で見通し距離（視距）が不足している交差点（例①②）
- ・交通量が比較的多い道路での屈折、屈曲部で見通し距離（視距）の不足区間がある単路部（例③）

ただし、次の場所は設置基準を満たしていても設置しない。

- ・道路反射鏡の設置場所が確保できない、または、設置することで主道路の交通に支障が出る箇所
- ・私道や私有地（個人宅・会社）からの出入り

	設置する例	設置しない例
①		
②		
③		

車両の速度と視距の関係

車両の速度 (km/h)	1車線の道路		2車線の道路			
	20	30	20	30	40	50
視距 (m)	40	60	20	30	40	55

II 交通管理施設

1 道路標識

安全かつ円滑な交通を確保するため、道路の構造、交通の状況から総合的に検討し、特に必要があると認められる場合に設置するものとする。

ただし、設置場所が確保できない、または、設置することで交通に支障が出る箇所には設置しない。

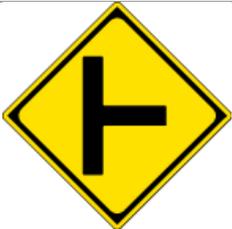
道路標識のうち、道路管理者が設置するのは次のとおりとする。

- ・案内標識
- ・警戒標識
- ・規制標識のうち、「通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」を表示するもの。

案内標識例

方面、方向の予告	方面、方向	待避所	方面と距離
			

警戒標識例

<p>十形道路交差点あり</p> 	<p>ト形道路交差点あり</p> 	<p>┣形道路交差点あり</p> 
<p>つづら折りあり</p> 	<p>学校、幼稚園等あり</p> 	<p>すべりやすい</p> 
<p>車線数減少</p> 	<p>幅員減少</p> 	<p>急勾配あり</p> 

規制標識例

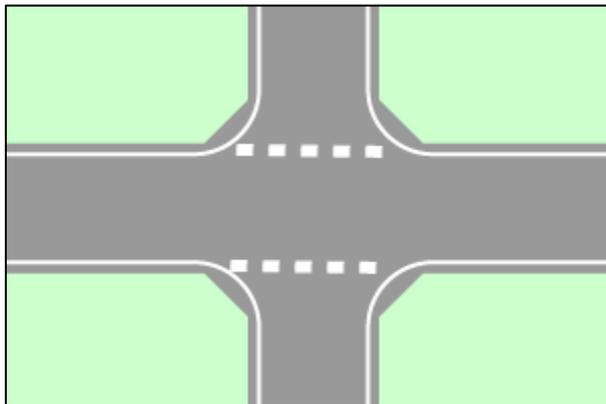
<p>通行止め</p> 	<p>車両通行止め</p> 	<p>大型貨物自動車等 通行止め</p> 	<p>特定の最大積載量 以上の貨物自動車 等通行止め</p> 
<p>危険物積載車両 通行止め</p> 	<p>最大幅</p> 	<p>重量制限</p> 	<p>高さ制限</p> 

2 マーキング（区画線、路面標示）

安全かつ円滑な交通を確保するため、道路の構造、交通の状況から総合的に検討し、交通の安全性、ないし円滑性が向上すると考えられるものについて、特に必要があると認められる場合に設置するものとする。

ただし、一時停止の規制がない箇所に「止まれ標示」や「止まれの強調線」などのマーキングを設置することは、交通規制に反するため行わない（例④）。

例① ドットライン



例② 減速表示



例③ 路側帯着色（通学路）



例④ 止まれの強調線

